

町民環境課からのお知らせ

～こんなときは届出が必要です(住所変更)～

① 鏡野町内で引越したとき

引越した日から2週間以内に**転居の届出**をしてください。

② 他の市区町村から、鏡野町へ引越してきたとき

前の住所地の市区町村役場で発行された「転出証明書」を添付して、引越してきてから2週間以内に**転入の届出**をしてください。

③ 鏡野町から、他の市区町村へ引越するとき

引越し予定の日から前後2週間以内に、**転出の届出**をしてください。その際に、「転出証明書」を発行しますので、新しい住所地での転入の届出の際にお持ちください。

*①～③の届出先は、鏡野町役場町民環境課または各振興センターの窓口になります。

*①～③の届出の受付は平日の8時30分～17時15分までです。(本庁での月曜日延長窓口の際には、受付できませんのでご注意ください。)

*同じ世帯の方以外が、代理人として届出する場合には委任状が必要になります。

*届出の際には本人確認が必要になります。免許証等の本人確認書類をお持ちください。

(代理人の場合は代理人の方の本人確認が必要です。)

お問い合わせ先

町民環境課 原 電話(08668)54-2684

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が

発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の1月下旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、

津山年金事務所 電話(08668)31-26663

までお問い合わせください。